

令和2年7月6日開催

第37回高崎市農業委員会総会議事録

高崎市農業委員会

◎開 会

午後 1時30分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（西 慎一郎） それでは、定刻となりましたので、第37回農業委員会総会に当たり、最初に今井会長よりご挨拶をいただきたいと思います。

今井会長、よろしくお願いします。

○会長（今井 隆） 農業委員の皆様、こんにちは。今日、第37回の農業委員会総会、審議ということで、最後になりました。もう37回目ですね、皆さんとともに3年間の船出でいろいろ航海をしてきて、大波受けたり、いろんなこともございました。私も、農業委員の代表として1年目は本当に無我夢中で、やること、やることが初めてなものですから、本当になかなか皆さんのほうまで気配りができなくて大変申し訳なかったと思っているわけでございます。

そんな中、無事といいましょうか、こんなコロナ騒ぎの社会ですけれども、最後の総会ということになりまして、何となくちょっと気が晴れ晴れしないという、そんな感じもします。最後に、皆さんとともに慰労会でもしようかなと思ったら、それも残念ながらできなくて大変申し訳ないと思います。

ところで、梅雨も末期になりまして、大雨ということで、九州の熊本では大分大きな被害を受けて、本当に残念なことだと思います。

最近、このように水害が随分多くなりまして、毎年のように水害が多くなるわけです。これからは、やっぱり住宅を建てるのもハザードマップですか、危険地帯のところはなかなか住宅を建てるのも考えものだと思います。今のところ、農転のところ開発要件の中にそういうところへ家を建ててはいけないと、そういうことはございませんで。開発審査会も、そういう危険なところへは口頭で注意すると、そのぐらいになっています。これから、こんな毎年毎年災害がありますと、やっぱり開発要件も変えていかないと駄目かななんて自分も思っているわけです。私も、一応開発審査会の委員になっていまして、そんなこともこれから意見を言っていこうかななんて、そんなふうに思っているわけでございます。

話が長くなりますけれども、皆さんには3年間、本当にいろいろお世話になりました。本当に皆さん、いい委員の仲間ですって、本当に1つにまとまって、事務局の職員の皆様にも一生懸命やっただきまして、毎月毎月議案の数が随分出ていましたけれども、無事にここまでやってこれまして、ここでお礼申し上げます。ありがとうございました。

そういうことで、今日は最後の総会ですけれども、最後までよろしくお願いしまして挨拶といたします。

よろしくお願いします。

○事務局長 ありがとうございました。

それでは、この後の議事進行につきましても、今井会長にお世話になりたいと思います。

今井会長、よろしくお願いします。

○会長 それでは、ただいまから第37回農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。今日は欠席者おりません。全員出席とのことで、総会の成立ということでご報告申し上げます。

続きまして、議事録署名委員の指名と書記の任命を行います。

それでは、まず初めに、議事録署名委員を指名してよいか、皆さんにお伺いいたします。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議席番号4番、佐藤勲委員さん並びに22番、吉田松代委員の両名を指名いたします。なお、書記の任命については、事務局の村山主任主事を任命いたしますので、よろしくお願いします。

それでは、これより議事進行させていただきます。毎回同様ですけれども、発言される場合は、挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言のほどをよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず初めに、議案第1号に入ります。

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

農地法の規定による許可処分の取消についての申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

当初許可の内容は、農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は建売住宅用地でございまして、平成21年1月19日許可、群馬県指令西農第653—50号。取消し理由は、住宅を建てる計画がなくなったためとのございます。なお、許可取消し後の5条許可申請が提出されてございまして、議案書27ページ、議案第5号ナンバー26が関連案件でございます。

以上、農地法関係許可取消願につきましては1件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 取消願の説明がございました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんのほうから質疑をお受けしたいと思います。

これとって異議がなければ承認してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第2号に移ります。

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

## ○事務局

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は賃貸借、転用目的は調剤薬局でございます。令和2年3月23日許可、高農委指令第1627号でございます。変更の理由につきましては、薬事法改正に伴い調剤薬局の開設計画を見直す必要があるためとのことでございます。変更後の計画につきましては、転用目的は露天駐車場でございます。なお、こちらの案件につきましては、計画変更後の4条許可申請が提出されておりました。議案書17ページ、議案第4号ナンバー3が関連案件でございます。

2番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は露天駐車場及び露天資材置場でございます。令和元年9月24日許可、高農委指令第1346号でございます。変更の理由につきましては、経営状況の急変により敷地全体を利用することがなくなったためとのことでございます。変更後の計画につきましては、契約の内容は賃貸借、転用目的は調剤薬局でございます。なお、こちらの案件につきましては、計画変更後の5条許可申請が提出されておりました。議案書22ページ、議案第5号ナンバー7が関連案件でございます。

3番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございます。平成29年6月22日許可、高農委指令第1128号でございます。こちら一時転用の案件でございます。転用期間は平成29年6月22日から令和2年7月21日までの3年間でございます。変更の理由につきましては、パネルの枚数と架台支柱の本数を変更するためとのことでございます。変更後の計画につきましては、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございます。令和2年7月22日から令和12年7月21日までの10年間の一時転用の申請でございます。なお、こちらの案件につきましては、関連案件といたしまして、地上権設定の3条許可申請、議案書13ページ、議案第3号ナンバー12、計画変更後の5条許可申請、議案書33ページ、議案第5号ナンバー35が提出されております。

本案件は、営農型太陽光の更新に伴い、太陽光パネルの枚数と架台支柱の本数を変更したいとの申請でございます。

4番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございます。平成29年6月22日許可、高農委指令第1129号でございます。こちら一時転用の案件でございます。転用期間は平成29年6月22日から令和2年7月21日までの3年間でございます。変更の理由につきましては、パネルの枚数と架台支柱の本数を変更するためとのことでございます。変更後の計画につきましては、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございます。令和2年7月22日から令和12年7月21日までの10年間の一時転用の申請でございます。なお、こちらの案件につきましては、関連案件といたしまして、地上権設定の3条許可申請、議案書14ページ、議案第3号ナンバー13、計画変更後の5条

許可申請、議案書31ページ、議案第5号ナンバー36が提出されております。

5番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございまして、平成29年8月22日許可、高農委指令第1234号でございました。こちら一時転用の案件でございまして、転用期間は平成29年8月23日から令和2年8月22日までの3年間でございます。変更の理由につきましては、パネルの枚数と架台支柱の本数を変更するためとのことでございます。変更後の計画につきましては、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございまして、令和2年8月23日から令和12年8月22日までの10年間の一時転用の申請でございます。なお、こちらの案件につきましては、関連案件といたしまして、地上権設定の3条許可申請、議案書15ページ、議案第3号ナンバー16、計画変更後の5条許可申請、議案書33ページ、議案第5号ナンバー46が提出されております。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請は5件でございます。ご審議のほどよろしく願います。

○会長 事務局の説明が終わりました。それでは、これより審議に入りまして、皆さんより質問をお受けしたいと思います。ナンバー2なんか経営状況の悪化ということで、コロナで経済が悪化していて、こういう計画変更がこれから増えてくるのではないかななんて、そんなことも心配されるところですけども。皆さんのほうから何か質問等ございますでしょうか。

なければ、承認しますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第3号に移ります。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

なお、ナンバー1は事前調査案件になっております。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は賃貸借、新規就農に当たり申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

それでは、別添の農地法第3条ナンバー1の審議資料を御覧ください。申請人は、現在32歳であり、今回の申請で許可を受けましたら農業経営を開始したいという計画でございます。

1の就農の動機でございますが、8年の農業経験を生かし、地元である群馬の農業生産を支えていきたいと考え、農業者数の減少という課題に生産の効率化や経営改善を行いながら取り組んでいき

いとのことでございます。

2の将来の構想としましては、当初は小面積から開始し、ノウハウ等を確立しながら徐々に規模拡大をし、雇用も生み出せればと考えていると伺っております。また、様々なリスクを避けるため、品目も複合的に販売先も複数にしていく予定とのことでございます。

3の職歴及び農業経験ですが、2011年4月にインターネット広告会社に就職後、2012年10月から約2年半滋賀県にて農業の手伝いをしながら農業への知識を取得し、2015年4月に千葉県の農園にて農業に従事し、その実績から2018年4月から同県の農業法人の取締役として従事し、来月退職予定でございます。

4の農業経営の概要につきましては、目標年次は5年後と設定されております。当初時、目標時ともに申請人が一人で作業を行うと伺っております。農業従事日数については、年間250日を予定しております。5年後につきましても面積は増えますが、作業時間や効率等を考慮し、同じ年間250日を予定しております。

当初経営面積ですが、40アールの借地にて経営を開始し、5年後は100アールを耕作していく予定と伺っております。

1枚おめくりください。作付作物につきましては、白ネギ、ブロッコリー、露地ナス、ズッキーニを予定しております。2年目以降につきましても同様でございます。

次に、作付計画でございますが、年間を通して白ネギを栽培し、8月にズッキーニ、ブロッコリーの播種を行い、堆肥、消毒、追肥を順次行い、9月下旬はズッキーニ、12月にはブロッコリーの収穫を行う計画でございます。

出荷計画につきましては、JAを中心とし、直売所や小売店、飲食店等に出荷を予定しております。

5の経営試算になりますが、次ページにわたりまして、初年度の農業での粗収入はゼロと考えておりますので、計画書に記載の当初面積、粗収入は2年目の計画を記載しております。2年目で380万円ほどの粗収入を見込んでおり、5年後については約1,000万円の農業所得を目指すと伺っております。以前の実績から記載の単価での取引を予定しているとのことでございます。

1枚おめくりいただきまして、6の資金計画でございますが、運転資金は自己資金100万円と日本政策金融公庫から農機具等の購入資金として635万円の借入れ経営を開始する計画でございます。生活費については自己資金額で100万円とのことでございます。

経営開始時の資本装備につきましては、トラクター、軽トラック、管理機等を借入金にて取得する計画と伺っております。

次ページ以降が5年間の詳細な営農計画となっております。5年目の経営土地面積の合計が100アールを予定しております。その下の農業粗収入(①)欄の農業規模の面積をそれぞれ合計すると、100アールを超えてしまいますが、ズッキーニが連作予定と伺っております。

経営計画は、ご参考までに御覧ください。

なお、本件につきましては、別添「農地法第3条調査書」1ページのとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 続きまして、調査報告があります。今回は4班で調査でございました。ということで、調査班長の塚越正敏委員から報告をお願いします。

○6番塚越委員 事前調査報告を申し上げます。第4班班長、塚越正敏。農地法第3条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。なお、当日は申請人1名の出席でした。

質問1 農業に興味を持ったきっかけは何ですか。

回答 大学を卒業する際、将来何をしたいのかを考えたところ、若い力が必要とされている職業で自分が活躍したいと考え、農業に携わっていくことを決意いたしました。

質問2 申請地は誰かに紹介してもらったのですか。

回答 申請地は農地中間管理機構に貸付け希望の農地として登録されている土地でした。新規で就農する農地中間管理機構の手続きではなく、所有者と直接交渉して3条の申請をすることに至りました。

質問3 出身は群馬県のどちらになるのですか。また、どうして高崎市の農地を取得しようと考えたのですか。

回答 出身は渋川市になります。実家はもともと渋川市にあったのですが、現在は新前橋に引っ越しをしたため、両親の面倒を見つつ農業を続けられる土地を選定いたしました。

質問4 農機具はこれから用意するのですか。

回答 日本政策金融公庫から借入れをし、購入しようと考えています。3条の許可が下りた後に借入れの話を詰めていく予定です。

質問5 JAの部会に加入する予定はありますか。

回答 部会という組織がどのようなものか分からないので、はっきりとは回答できませんが、前向きに考えていきたいと思えます。

質問6 白ネギの定植は何で行いますか。

回答 農機具を使用して行う予定です。

質問7 法人を退職し、一人で農業に従事していくことになりましたが自信はありますか。

回答 退職予定の法人では多品目の作物を取り扱っていましたが、その中でも得意なもの、収益に期待が持てるものを精査し、作付していきたいと考えています。そのため、個人でも十分に経営していけると思えます。

質問8 法人では十分な収益があったのですか。今後、法人を設立することも考えているのですか。

回答 法人として活動していた2年間については、1年目は大半を準備期間として運営していたため収益は余り多くありませんでした。2年目についても、台風等の自然災害により大きな収益を上げることはできませんでした。法人化については、まずは個人の経営を安定させ、十分な収益が出せるようになってから進めていきたいと考えています。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 調査班長の塚越委員さんのほうから報告が終わりました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんより質疑をお受けいたします。農業経営の概要ということで、農業従事日数250日。250日でお休み取ってできれば非常にいいですけれども、実際のところ、このぐらいの農業従事日数でできますかね。大体、今本当に農業経営やっている人はほとんど休みなしに動いていて成り立っているようなものですから。5年で1,000万という高い目標を掲げていますけれども。今まで新規就農者で新規申請が出て許可出たわけですけれども、その中できちんと希望どおりの経営なされているの、どのぐらい。ちょっと事務局、そういうの分かるかね。大体、どのぐらいの方が半数ぐらいかね。分からないか。分からなければいい。

○事務局 具体的に何%とか、そういった数字はちょっと今すぐお答えはできないのですが、例えば農林課のほうで営農計画とかも、家族協、認定協、そちらのほうで5年後ですか、現在と5年後を比較して、経営の状況がどうだという一つの判断基準としてそういったことをお示しできるかとは思います。

○会長 また、その辺りの状況、結果も知らせてもらおうかな。

○事務局 分かりました。

○会長 どうですか。皆さんのほうから。これは、北部の議案だったので、南部の方は初めてだと思うのですが。

なければ、許可してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可することにいたします。

続きまして、これより一括審議に移ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

2番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

3番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

4番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。



す。

5番 契約内容は売買、農業経営の規模拡大を図るため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

6番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

7番 契約内容は賃貸借、農業経営拡大のため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

8番 契約内容は売買、農業経営の規模拡大を図るため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

9番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

10番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、設定期間につきましては、令和2年7月22日から令和12年7月21日までの10年間でございます。また、関連案件といたしましては、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請が提出されておりました、議案書29ページ、議案第5号ナンバー33が関連案件でございます。

11番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、設定期間につきましては、令和2年7月22日から令和12年7月21日までの10年間でございます。また、関連案件といたしましては、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請が提出されておりました、議案書30ページ、議案第5号ナンバー34が関連案件でございます。

12番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、設定期間につきましては、令和2年7月22日から令和12年7月21日までの10年間でございます。また、関連案件といたしましては、先にご審議いただきました議案書6ページ、議案第2号ナンバー3の計画変更申請と議案書30ページ、議案第5号ナンバー35の太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請が関連案件でございます。

13番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、設定期間につきましては、令和2年7月22日から令和12年7月21日までの10年間でございます。また、関連案件といたしましては、先にご審議いただきました議案書7ページ、議案第2号ナンバー4の計画変更申請と議案書31ページ、議案第5号ナンバー36の太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請が関連案件でございます。

14番 契約内容は賃貸借、介護事業及び保育事業に活用するため申請地を作業農地として借り受けたという申請でございます。

15番 契約内容は贈与、申請地を妹より譲り受けて耕作したいという申請でございます。

16番 地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、設定期間につきましては、令和2年8月23日から令和12年8月22日までの10年間でございます。また、関連案件といたしましては、先にご審議いただきました議案書8ページ、議案第2号ナンバー5の計画変更申請と議案書33ページ、議案第5号ナンバー46の太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請が関連案件でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請一括案件は15件でございます。なお、この15件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しない、または、ただし書に該当するため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入りまして、皆さんのほうから何か質問等ございましたらお願いします。この14番のこれは初めてではないよね。農地に関係するの。初めてだったっけ。

○事務局 この譲受人の申請自体は、今回が初めてです。

○会長 今回が初めてか。

○事務局 はい。

○会長 そうか、そうか。

皆さんのほうから何かございますでしょうか。

なければ、許可しますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可することにいたします。

続きまして、議案第4号に入ります。

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 鶏舎として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという鶏舎及び物置の申請でございます。

2番 自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという分家住宅の敷地拡張の申請でございます、宅地128平米と一体利用の申請でございます。

3番 経営する診療所に隣接する申請地を患者用の駐車場として使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、先にご審議いただきました議案書5ページ、議案第2号ナンバー1の計画変更申請が関連案件でございます。

4番 申請地に近接する法人から駐車場として借り受けたいと要望があり貸し付けたいという貸露天駐車場の申請でございます、雑種地98平米と一体利用の計画でございます。

5番 既存の太陽光発電設備に隣接する申請地を保全用地として一体で使用したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます、雑種地1,176平米と一体利用の計画でございます。

6番 農地の保全のため設置していた排水路が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという排水路用地の申請でございます、転用済みの畑438平米と一体利用の申請でございます。

7番 自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農家住宅の敷地拡張の申請でございます、宅地776.84平米と一体利用の申請でございます。

8番 自宅の進入路として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという道路用地の申請でございます。

9番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

10番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

11番 梅の加工施設として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農業用施設の申請でございます、転用済みの畑1,078平米と一体利用の申請でございます。

12番 自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農家住宅敷地拡張の申請でございます、宅地438.10平米と一体利用の申請でございます。

13番 現在の自宅が西毛広域幹線道路として収用されるため申請地に住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

14番 自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農家住宅の敷地拡張の申請でございます、宅地1,210.95平米と一体利用の申請でございます。

15番 農業用倉庫用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農業用施設の申請でございます。

16番 現在の住まいが老朽化したため申請地に住宅を建築したいという一般住宅の申請ござい

ます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請は16件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、皆さんから質問等お受けいたします。

いいですか。質問等はございませんですか。

なければ、許可しますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議案第5号に移ります。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1とナンバー2について、事前調査案件になっております。また、ナンバー1とナンバー2は関連する案件でございますので、一括して審議を行います。

それでは、事務局、ナンバー1、ナンバー2の説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は売買、申請地を買い受けて認定こども園を建築したいという認定こども園の申請でございます。なお、一体で使用するため、次のナンバー2を関連案件とさせていただきます。

2番 契約の内容以降は、さきの1番と同様でございます。譲受法人は、鼻高町にて認定こども園を経営する法人でございます。申請地は、一昨年別の法人が認定こども園を目的として農振除外の手続を受けた土地でございますが、今回の譲受法人がそれを承継する形で農地転用の申請に至りました。こちらの土地は、今回認定こども園新設に伴い、埋蔵文化財発掘調査用地として今年の1月に一時転用の許可を受けた土地でございますが、今年3月19日に発掘調査が終了いたしまして、一時転用の完了報告が提出されております。また、6月11日付で開発指導課の事前協議が終了している案件でございます。

それでは、別添農地法第5条許可申請ナンバー1、2審議資料を御覧ください。

1枚目、表紙を御覧ください。位置図でございます。右側の赤色で着色されている箇所が今回の申請地でございます。上滝町公民館より北東へおよそ300メートルの場所でございます。

1枚おめくりください。案内図でございます。中央の赤枠で囲まれた箇所が申請地でございます。周囲は農地と住宅、雑種地が混在する地域でございます。生産性の低い第2種農地に該当すると考えております。申請地は、もともと農振農用地でございましたが、除外申請を行って平成30年10月に除外の申請が認められた土地でございます。

1枚おめくりください。公図の写しでございます。図面の向きが変わりましてホッチキス留めされている箇所を上にして御覧いただければと思います。赤枠で囲まれた田5筆、畑1筆、計6筆、3,842平米が申請地でございます。申請地周辺は北と南が公衆用道路、東側は水路、西側は譲渡人の所有する農地となります。

1枚おめくりください。4枚目が土地の利用計画図でございます。図面の向きが再び変わりまして、ホッチキス留めされている箇所を左にして御覧いただければと思います。図面の左側が北となっております。一番北側を駐車場、真ん中をこども園の園舎、南側を園庭として利用する計画でございます。駐車場は全面アスファルト舗装となります。

1枚おめくりください。給排水計画図でございます。雑排水につきましては、北側の下水道本管に放流いたします。なお、建物内の調理室に当たる部分にグリーンストラップ、油水分離装置を設ける予定でございます。

1枚おめくりいただきまして、次のページが雨水排水の計画図でございます。雨水につきましては、自然浸透分とオーバーフロー分に関しましては、敷地内にU字溝、集水ます、ためますを設けまして、東側の水路3か所に接続し、放流いたします。

1枚おめくりください。造成計画図でございます。申請地は、南東側の一部が切土、それ以外の部分は盛土を行います。最高盛土高は45センチと伺っております。

次の8ページ目が造成計画の断面図でございますので、そちらは参考までに御覧いただければと思います。

1枚おめくりください。こちらの図面で色がついている箇所に外灯を設置する計画でございます。色の違いは、外灯の種類が異なるためというふうに代理人から伺っておりまして、園庭に4か所、駐車場に8か所の外灯を設置する計画でございますが、設置する外灯はいずれも小型のもので周囲の農地に影響を及ぼさないように配慮すると伺っております。

次の10枚目から12枚目を御覧ください。建物の平面図でございます。建物は、鉄骨造の二階建て、建築面積は826.16平米でございます。1階の平面図、下に記載がございますとおり、定員は105名を計画しているとのことです。

1枚おめくりいただきまして、最後の3枚が建物の立面図となっております。こちらは参考に御覧いただければと思います。

なお、今後の予定でございますが、農地法上の許可を得ましたら8月より工事着手いたしまして、翌年3月上旬の工事完了を目標としております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 続きまして、調査班長、報告をお願いします。

○6番塚越委員 事前調査報告を行います。第4班班長、塚越正敏。農地法第5条許可申請審議ナンバー1、2について、申請人から聞き取りした調査結果についてご報告いたします。

なお、当日は代理人の1名の出席でした。

質問1 今回の申請地を選定した理由を教えてください。

回答 もともと別の社会福祉法人がこの場所で認定こども園を計画しており、除外申請を行いました。しかし、除外申請の途中で条件に合う別の土地が見つかり、そちらに認定こども園を建築したため今回の譲受法人がこの計画を承継することになりました。また、申請地の近くに工業団地が建設される計画があることから、利用者の増加が見込まれるためこの土地を選定いたしました。

質問2 入園は何歳児から受け入れますか。また、今回申請する施設の定員は何名ですか。鼻高町にある認定こども園はそのまま継続するのですか。

回答 ゼロ歳児から5歳児までのお子さんを受入れ、定員は105名を計画しています。鼻高町の認定こども園はそのまま継続しますが、そこで働いている職員も何人かは新しいこども園へ移る予定です。

質問3 申請地の周囲は農地が広がっています。外灯を設置するとのことですが、周辺の農地に影響が出ないように何か対策は考えているのですか。

回答 外灯はLEDライトを使用する計画です。図面に「R」と記載があるのが支柱に片方だけの照明がついているタイプのもので、30ワットのものを使用します。また、「S」と記載してあるものは、支柱の両側に照明がついており、こちらは60ワットになります。こちらのほうが明るいため、駐車場の中央に設置します。また、隣接する農地には直接当たることがないように配慮します。

質問4 申請地は田のため周囲よりも低くなっており、盛土をする計画とありますが、造成計画はどのようになっていますか。

回答 北側の駐車場部分に盛土を行いますが、園舎を建築する中央部が少し高くなるよう両端から土をすき取って真ん中へ寄せて足りない部分は盛土をします。

質問5 排水の計画はどのようになっていますか。また、北側や東側が道路に面していますが、安全対策として何か考えていますか。

回答 農地に接する西側部分には擁壁を設置し、農地に水が流れないようにします。雑排水は、北側の下水へ放流するので、東側の水路には雨水のみを放流する計画です。また、安全対策として周囲にフェンスを設置いたします。

質問6 実際に開園すると、園児の声がうるさいとか苦情が出ることがあるかもしれません。その際は、しっかりと対応してください。

回答 はい。分かりました。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 調査班長より報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから何か質疑等ございましたら、よろしくお願いま

す。ここは、今日自分の挨拶のときだかちょっと話したのだけれども、浸水とか、そういう心配はないと。ここは、井野川が、反対が、関越の反対側かな。関越道の反対側だけれども。ここはどうなのだろう。そういうハザードマップのあれでいくと、これはどういうところになっているのだろう。

○13番井田委員 利根川がありますけれども。

○会長 利根川下がっているよね。

○13番井田委員 東のほうに。

○会長 よく井野川が氾濫したとか何だとかと。

○13番井田委員 ええ。それが東高校の脇に井野川に入る別の用水というか、それがありまして、それが逆流してその地域が床下浸水というのはありましたけれども。この申請地は、そういった心配はないと思います。

○会長 ないですか。

○13番井田委員 はい。

○会長 はい。分かりました。要は、それでこの園も二階建てなんだよね。

○事務局 二階建てですね。

○11番高田委員 11番、高田です。ちょっと勝手な老婆心で申し訳ないのですけれども、この施設の屋上にハト小屋と書いてあるのですけれども、本当にハトを飼うのですか。衛生上、よくないと思うのだよ。勝手な話なのですけれども。

○会長 そうなのがあった。

○11番高田委員 後ろから4ページ目のところに、屋上にハト小屋と書いてある。本当に。

○事務局 そうですね、提出されている図面のほうを見ますと、屋上の平面図のほうにハト小屋ということで一旦それを設置する計画でおりまして、一応事前協議と同じ図面を提出されているということです、この計画で間違いはないと思うのですけれども、その辺またちょっと確認させていただきます。

○会長 昔はよくハトを飼って、ハトのレースだとか何だとかいろいろしたけれども。ハトの毛だか何かがよくないなんて、そんなことをね。そういう心配があるね。気管支の悪い子供たちとかね。子供も病気になるとまた大変だから。よく気がつきましたね。

ほかにございますでしょうか。

これは、合計すると幾つでしたか、面積。

○事務局 3,842平米が全体の合計となります。

○会長 はい。そういうことで3,000平米を超えているのです。いつも皆さんにお話ししているけれども、農業委員会ネットワーク機構にこれを意見聴取、3,000平米以上なのでします。意見聴取してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、意見聴取することにいたします。それで、これは許可相当としてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 ちょっと小休止しますか。

○全員 はい。

○会長 では、10分ばかり休憩いたします。

休 憩

再 開

○会長 ちょっと休憩入れましたけれども、これからまた再開いたします。

それでは、これから一括審議に入ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

3番 契約内容は売買、建設業を営んでいるが建設車両置場及び従業員用の駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

4番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

5番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

6番 契約内容は売買、駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

7番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて調剤薬局を建築したいという調剤薬局の申請でございまして、先にご審議いただきました議案書5ページ、議案第2号ナンバー2の計画変更申請が関連案件でございます。

8番 契約内容は売買、電気小売業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

9番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

10番 契約内容は売買、事業拡大に伴い資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

11番 契約内容は売買、駐車場として需要が見込まれる申請地を買い受けて貸露天駐車場として使用したいという貸露天駐車場の申請でございます。

12番 契約内容は売買、来寺者用の駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいとい



う露天駐車場の申請でございます。

13番 契約内容は売買、申請地を買い受けて排水管理設用地として使用したいという排水管理設用地の申請でございます。

14番 契約内容は売買、従業員用の駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

15番 契約内容は売買、認定こども園を営んでいるが送迎用の駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

16番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

17番 契約内容は賃貸借、資材置場が不足しているため申請地を法人代表の母より借り受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます、雑種地1,180平米と一体利用の計画でございます。

18番 契約内容は売買、自動車販売及び修理業を営んでいるが経営規模拡大に伴い車両置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天車両置場の申請でございます。

19番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため実家の隣地である申請地を妻の父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

20番 契約内容は使用貸借、自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという分家住宅の申請でございます、宅地198.98平米と一体利用の申請でございます。

21番 契約内容は賃貸借、県道の拡幅工事に伴い学生用駐車場の一部が利用できなくなるため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

22番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を妻の母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

23番 契約内容は賃貸借、県道の拡幅工事に伴い従業員用の駐車場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます、宅地128.57平米と一体利用の計画でございます。

24番 契約内容は売買、電気工事業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場及び露天駐車場の申請でございます。

25番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を義父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます、宅地98.94平米と一体利用の申請でございます。

26番 契約内容は売買、転勤に伴い高崎に自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、先にご審議いただきました議案書3ページ、議案第1号ナンバー1が関連案件でございます。

27番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

28番 契約内容は賃貸借、大規模太陽光発電所の建設に伴い送電用配管施設を設置するため申請地を借り受けて使用したいという送電用配管用地の申請でございます。なお、こちら一時転用の申請でございます。転用期間が令和2年8月1日から令和3年1月15日までの約6か月間でございます。

29番 契約内容は賃貸借、下水道工事を受注しているが、下水道工事に伴い近隣住民の駐車場が使用できなくなるため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、一時転用の申請でございます。申請期間が定められております。転用期間は、令和2年7月22日から令和2年8月25日までの約1か月間でございます。

30番 契約内容は使用貸借、駐在所住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を妻の父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

31番 契約内容は使用貸借、農業用倉庫として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農業用施設の申請でございます。

32番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく実家に隣接する申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

33番 契約内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます。転用期間は令和2年7月22日から令和12年7月21日までの10年間でございます。また、関連案件といたしましては、先にご審議いただきました地上権設定の3条許可申請である議案書12ページ、議案第3号ナンバー10が関連案件でございます。

34番 契約内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます。転用期間は令和2年7月22日から令和12年7月21日までの10年間でございます。また、関連案件といたしましては、先にご審議いただきました地上権設定の3条許可申請である議案書13ページ、議案第3号ナンバー11が関連案件でございます。

35番 契約内容は賃貸借、営農型発電の設定期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます。転用期間は令和2年7月22日から令和12年7月21日までの10年間でございます。また、関連案件といたしましては、先にご審議いただきました計画変更申請である議案書6ページ、議案第2号ナンバー3と地上権設定の3条許可申請である議案書13ページ、議案第3号ナンバー12が関連案件でございます。

36番 契約内容は賃貸借、営農型発電の設定期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営

農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます。転用期間は令和2年7月22日から令和12年7月21日までの10年間でございます。また、関連案件といたしましては、先にご審議いただきました計画変更申請である議案書7ページ、議案第2号ナンバー4と地上権設定の3条許可申請である議案書14ページ、議案第3号ナンバー13が関連案件でございます。

37番 契約内容は使用貸借、自宅の庭として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという庭用地の申請でございます。なお、宅地486.26平米と一体利用の申請でございます。

38番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

39番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

40番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

41番 契約内容は売買、新築予定の住宅敷地が狭く近接する申請地を買い受けて駐車場として使用したいという露天駐車場の申請でございます。

42番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく実家近くの申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

43番 契約内容は使用貸借、祖父と同居しているが自己用住宅を持ちたく申請地を祖父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、宅地304.92平米と一体利用の申請でございます。

44番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

45番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

46番 契約内容は賃貸借、営農型発電の設定期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます。転用期間は令和2年8月23日から令和12年8月22日までの10年間でございます。また、関連案件といたしましては、先にご審議いただきました計画変更申請である議案書8ページ、議案第2号ナンバー5と地上権設定の3条許可申請である議案書15ページ、議案第3号ナンバー16が関連案件でございます。

47番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

48番 契約内容は賃貸借、建材業を営んでいるが駐車場が不足しているため申請地を借り受けて駐車場として使用したいという露天駐車場の申請でございます。

49番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます、宅地560.20平米、転用済みの畑374平米と一体利用の計画でございます。

50番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

51番 契約内容は売買、現在の自宅が県道整備事業で収用されるため代替地として申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

52番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

53番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

54番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

55番 契約内容は使用貸借、申請地を法人代表の父より借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

56番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて黒土を採取し販売したいという黒土採取の申請でございます。こちら一時転用の申請でございます、転用期間は令和2年8月1日から令和5年7月31日までの3年間でございます。

57番 契約内容は賃貸借、隣地で太陽光発電設備の設置工事を行うに当たり申請地を借り受けて事務所及び資材置場として使用したいという工事用地の申請でございます。こちら一時転用の申請でございます、転用期間は令和2年7月22日から令和3年4月30日までの約9か月間の申請でございます。

58番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

59番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

60番 契約内容は使用貸借、自宅敷地が狭く不便なため申請地を父より借り受けて庭用地として使用したいという庭用地の申請でございます、宅地390平米と一体利用の計画でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請一括案件は58件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 ただいま事務局から一括説明がございました。

なお、これから審議に入るわけですが、ナンバー45、見ていただくと分かるのですが、これは福田敬一委員に関係する案件になっております。

農業委員会等に関する法律第31条において「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することができない」とあります。ということでナンバー45を一番最後、最終の審議、質疑としまして、その時点は福田敬一委員さんに一時ご退出を願うということになっております。

そういうことで、45を最終の審議にしますので、それを除いて45以外のものについて、これより質疑をお受けいたします。

どうでしょうか。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

それでは、これよりナンバー45について審議しますので、福田敬一委員さんには一時ご退出をお願いします。

(25番福田委員 退席)

○会長 それでは、ナンバー45に関して、これより審議を行います。質疑等ございましたらよろしくお願ひします。これは、住宅、離れ家なの。

○事務局 はい。住宅と離れの建築です。

○会長 離れなの。はい。これは、みんなから別にご質問等なければ許可相当としますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 では、許可相当といたします。

それでは、福田敬一委員さんに入ってもらって。

(25番福田委員 着席)

○会長 これで5条の審議を全部終了ということになりました。

それでは、これより報告事項に入ります。

報告事項、第1号から第5号まで。

それでは、事務局、報告をお願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は一般住宅、用途指定区分は第1種中高層住居専用地域。ほか6件、合計7件の4条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 契約内容は使用貸借、転用目的は一般住宅、用途指定区分は第1種低層住居専用地域。ほか33件、合計34件の5条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約内容は賃貸借、申請の理由は合意解約。ほか2件、合計3件の18条の通知につきまして書類を実施し、適法であったため受理いたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

こちらは先月の総会におきまして許可相当としていただいた案件になります。1番の知事処分につきましては、令和2年6月16日付許可となっております。2番以降、4条が1件、5条が61件、合計62件につきまして他法令の確認も取れましたので、令和2年6月22日付で許可書を交付いたしました。

報告第5号 農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の評価について。

こちらは口頭のみのご報告となります。農地利用最適化推進委員候補者評価委員会は、当初4月17日に開催予定でしたが、新型コロナウイルスの影響により書面での意見集約へと変更になりました。5月7日から5月13日に全評価委員の意見の提出を受け、推薦、応募を受けた農地利用最適化推進委員候補者34人全員について適格との評価を受けたところでございます。

今後の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する流れについてでございますが、7月20日に行われます第1回農業委員会総会にて改めて事務局より評価委員会の評価結果についてご報告させていただき、総会での審議を経た後に委嘱されることとなります。

簡単ではございますが、事務局からの報告は以上でございます。

○会長 ほかに報告はないですね。

その他ということで、ほかに事務局のほうからありますか。

○事務局 ないです。

○会長 ない。それでは、これで最後になりますけれども、皆さんのほうから何かこれだけはしゃべっておきたい、そんなことはないですか。

ないね。退任されること。また、退任されてもいろいろ農業委員会の事業等ご協力のほどよろしくお願いします。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして第37回農業委員会総会を終了といたします。

ご苦労さまでございました。

午後 3時15分 閉会